

第5章 救援（その1）

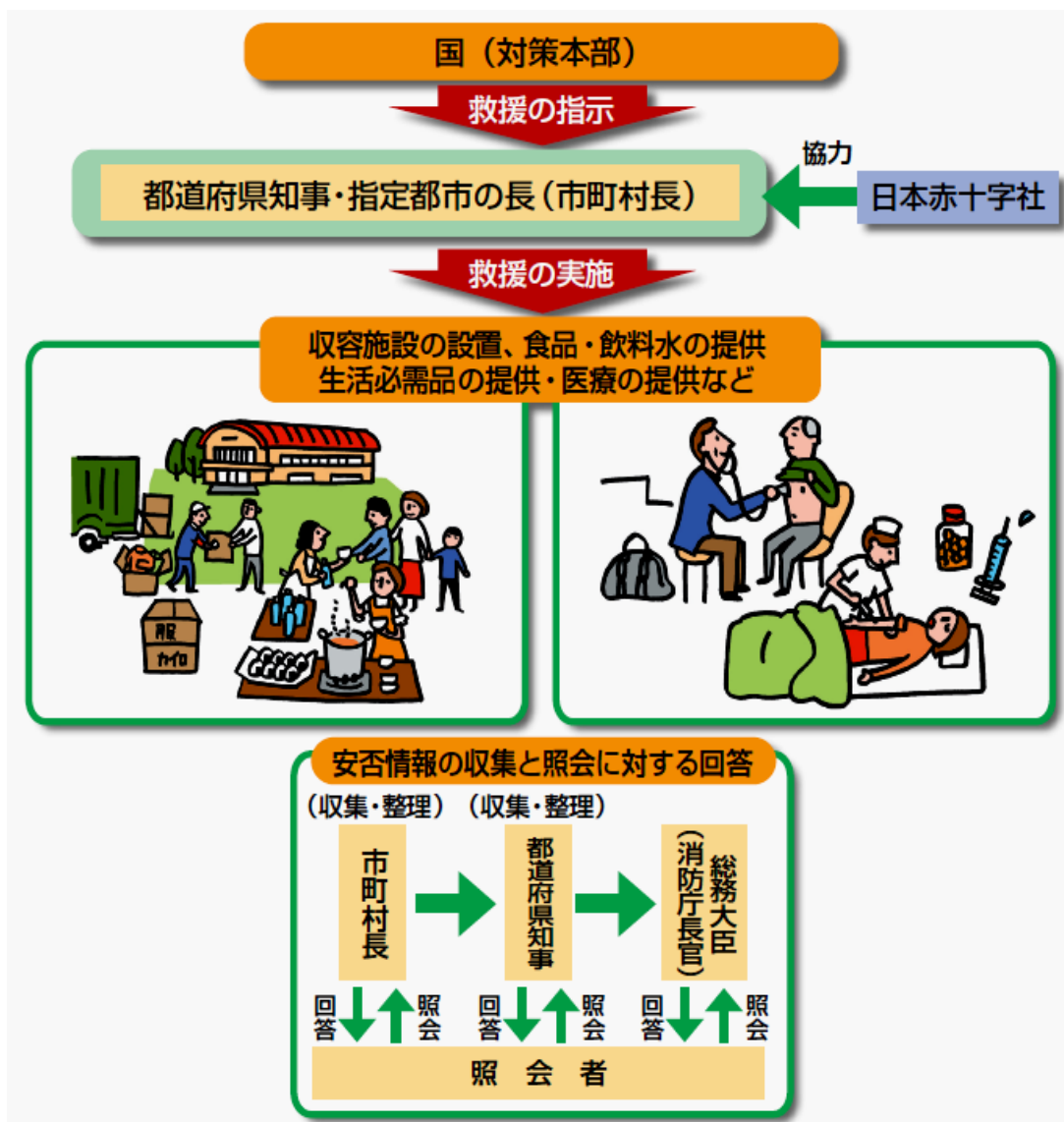
1 救援全般

(1) 救援の実施主体は都道府県知事

市町村長は、救援の一部を委任されて実施する他知事の行う救援の補助

(2) 同一都道府県内で市町村域を超える避難住民の救援：知事

(3) 都道府県域を超える避難住民の救援：受入れた都道府県知事



（総務省消防庁「国民の保護のための仕組み」から転載）

2 知事の行う救援

- ① 収容施設の供与(応急仮設住宅を含む)
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服寝具その他生活必需品の供与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の供与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 土石等で支障あるものの除去

3 避難所における救援

- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
早い段階に温食給養に切り替えることが必要である。避難者、ボランティア団体等の積極的な参加・協力が必要である。
- 医療の提供及び助産
臨時の医療施設の開設、救護班の巡回診療等
良好な衛生状態の維持、要援護者の心身双方のケア、巡回健康診断等、健康相談窓口の設置
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 電話その他の通信設備の提供
- 避難住民の生活安定等のための措置



(阪神淡路大震災：避難所における炊き出し状況)

4 避難所以外における救援

- 被災者の捜索・救出
- 武力攻撃を受けた住宅の応急修理
- 武力攻撃によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去
- 死体の捜索・処理

5 救援の程度

厚労省告示「救援の程度及び方法の基準」により実施

例えば、

- ① 収容施設の供与
学校、公民館等既存建物の利用、困難時には、野外に仮小屋又は天幕設営
- ② 炊き出し等
直ちに食しうる現物供与、1010 円/日以内
- ③ 生活必需品等
被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料

以下省略